

## 後見制度について（10） ～任意後見制度③～

任意後見制度を身近に感じていただくために、前回から64歳女性A子さんを主人公にした事例をお話ししています。

ひとりっ子で未婚のA子さんは、高齢の母親を看取った後、自分自身が病気や認知症になって介護・療養が必要になったときや、亡くなったときには、自分が母親に家族としてきたことを、一体だれがやってくれるのだろうかと不安になり、OAG ライフサポートの「フルパック契約」を締結するに至りました。しかしその直後、安心して気が緩んだのか、クモ膜下出血で倒れてしまいました。



デパートに買い物に来ていましたが、突然の激しい頭痛に襲われ、化粧室近くのベンチで休んでいるうちに意識消失してしまったそうです。すぐに救急車で病院に運び込まれましたが、その際に、救急隊の方がお財布の中からOAG ライフサポートの「緊急連絡カード」を見つけてくださり、OAG ライフサポートに連絡をくださいました。

A子さんは、幸い発見が早かったので、一命を取りとめることができました。しかし、意識はようやく取り戻したとはいえ、発語はなく、こちらからの問いかけに対して、じーっと見つめるだけで返答はありません。

OAG との契約により、入院の手続きや支払いについては、問題なく対応することは可能です。A子さんの意識がじきにしっかりと回復し、これまでの生活に戻れる見込みがあるのであれば、OAG としては、それまでの間の支援を行えばよいのですが、このときのA子さんの場合は、急な環境変化に対して次々と必要となるであろう大切な意思決定を、A子さん自身で行うことがまったく見通せない状況です。

例えば、運び込まれた急性期の病院では、3か月も経てば「これ以上急性期の病院で出来ることはない」と言われて退院することとなりますが、そのまま自宅に戻ることが不可能であれば、次の療養先を見つけなければなりません。その場合、1か月にどのくらいの費用を療養に掛けられるのか、その支払いをどのようにするのか。また、外出したときのそのままの状態になっているA子さんの自宅が賃貸マンションだったとしたら、そこに戻れる見込みがないのであれば、病院での療養費と家賃が二重で掛かり続けることが、A子さんの家計にとって妥当なことなのか。

こうしたことを、A子さん自身に代わって主体的に考え行動する役割を、OAG ライフサポートが果たしていかなければならないのです。そのためには、「後見人」に就任しなければ、それだけの権限を得ることはできません。

そこでOAG ライフサポートは、判断力を喪失してしまったA子さんのために、OAG ライフサポートがA子さんの任意後見人に就任する手続きを進めることになりま  
つづく